

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づく届出の受付・報告、裁定請求・障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例に係る届出・申請の受理等を行う法定受託事務。 四條畷市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民年金第1号被保険者の資格管理事務 ②任意加入被保険者の資格管理事務 ③年金受給に伴う裁定請求事務 ④国民年金保険料の免除等申請事務 ⑤日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務
③システムの名称	住基システム、税務情報システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 健康福祉部 保険年金課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I－3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	・番号法第9条第1項及び別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	
平成29年3月31日	I－5－② 所属長	保険年金課長 若杉 謙二	保険年金課長 今井 克己	事後	
平成29年3月31日	II－1 対象人数	平成27年5月28日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年3月31日	II－2 取扱者数	平成27年5月28日時点	平成28年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I－5－②所属長の役職名	保険年金課長 今井 克己	保険年金課長	事後	
令和1年6月26日	II－1 対象人数	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II－2 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和3年2月11日	II－1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年2月11日	II-2 取扱人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年2月11日	IV-8 監査	内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月1日	II-1 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月1日	II-2 取扱人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年9月12日	II－1 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月12日	II-2 取扱人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II－1 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II-2 取扱人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年7月23日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	・番号法第9条第1項及び別表の46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	